

農林水産部 土木工事共通仕様書

令和8年8月

富山県農林水産部

農林水産部 土木工事共通仕様書

目 次

第1編 共通編		1	-
第2編 農業農村整備事業編		73	-
第3編 森林整備保全事業編		419	-

第1編 共通編

第1編 共通編

目 次

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1	適 用	6
1-1-2	用語の定義	6
1-1-3	設計図書の照査等	9
1-1-4	請負代金内訳書及び工程表	9
1-1-5	ワンデーレスポンス	9
1-1-6	ウィークリースタンス	10
1-1-7	施工計画書	10
1-1-8	低入札価格調査対象工事の措置	11
1-1-9	工事実績情報システム（コリンズ）への登録	12
1-1-10	監督員	13
1-1-11	補助監督員	13
1-1-12	主任技術者等の資格	13
1-1-13	工事用地等の使用	14
1-1-14	工事着手	15
1-1-15	工事の下請負	15
1-1-16	施工体制台帳及び施工体系図	15
1-1-17	受注者相互の協力	16
1-1-18	調査、試験に対する協力	17
1-1-19	工事の一時中止	17
1-1-20	設計図書の変更	18
1-1-21	工期変更	18
1-1-22	支給材料及び貸与品	19
1-1-23	工事現場発生品	20
1-1-24	建設副産物	20
1-1-25	工事材料の品質	22
1-1-26	監督員による検査及び立会等	22
1-1-27	数量の算出及び出来形図	23
1-1-28	工事完成検査	23
1-1-29	出来形検査	24

1－1－30	施工管理	25
1－1－31	部分使用	25
1－1－32	履行報告	25
1－1－33	使用人等の管理	25
1－1－34	工事中の安全管理	25
1－1－35	爆発及び火災の防止	28
1－1－36	跡片づけ	28
1－1－37	事故報告書	28
1－1－38	環境対策	29
1－1－39	文化財の保護	32
1－1－40	交通安全管理	32
1－1－41	諸法令の遵守	34
1－1－42	過積載防止対策	37
1－1－43	官公庁への手続等	37
1－1－44	施工時期及び施工時間の変更	38
1－1－45	工事測量	38
1－1－46	提出書類	39
1－1－47	工事特性等への対応状況の報告	39
1－1－48	不可抗力による損害	39
1－1－49	特許権等	40
1－1－50	保険の付保及び事故の補償	40
1－1－51	臨機の措置	41
1－1－52	週休二日の対応	41
1－1－53	石綿使用の有無	41
1－1－54	個人情報の保護	41
1－1－55	電子納品	44
1－1－56	地場産品の優先使用	44
1－1－57	県内企業の優先選定等	45
1－1－58	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	45

第2章 材 料

第1節 一般事項

2－1－1	適 用	47
2－1－2	材料の見本または資料の提出	47
2－1－3	材料の試験及び検査	48
2－1－4	材料の保管管理	48

第2節 土

2-2-1	一般事項	48
2-2-2	盛土材料	48
2-2-3	土羽土	48

第3節 木材

2-3-1	木材	48
2-3-2	木材保存剤の品質	49

第4節 石材及び骨材

2-4-1	一般事項	49
2-4-2	間知石	49
2-4-3	割石	49
2-4-4	割ぐり石	50
2-4-5	雑割石	50
2-4-6	雑石（粗石、野面石）	50
2-4-7	玉石	50
2-4-8	栗石	50
2-4-9	その他の砂利、砂、碎石類	50
2-4-10	コンクリート用骨材	50
2-4-11	アスファルト舗装用骨材等	51

第5節 鋼材

2-5-1	一般事項	56
2-5-2	鋼材	57
2-5-3	溶接材料	59
2-5-4	線材及び線材二次製品	59
2-5-5	鋼材二次製品	60
2-5-6	鉄線じゃかご	61
2-5-7	ガードレール等	61

第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1	一般事項	62
2-6-2	セメント	63
2-6-3	混和材料	64
2-6-4	コンクリート用水	64

第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1	一般事項	64
-------	------	----

2-7-2	プレキャストコンクリート製品	65
-------	----------------	----

第8節 瀝青材料

2-8-1	一般事項	65
2-8-2	品質	65
2-8-3	その他の瀝青材料	66
2-8-4	再生用添加剤	66

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1	一般事項	67
-------	------	----

第10節 緑化材料

2-10-1	一般事項	67
2-10-2	芝	67
2-10-3	そ だ	67
2-10-4	目 串	68
2-10-5	土 壌	68
2-10-6	種 子	68
2-10-7	稲わら	68
2-10-8	肥料等	68
2-10-9	植生養生材及び水	68
2-10-10	かや及び雑草木株	69
2-10-11	苗 木	69
2-10-12	二次製品の緑化材料	69

第11節 目地及び止水材料

2-11-1	一般事項	70
2-11-2	注入目地材	70
2-11-3	目地材	70
2-11-4	止水板	70

第12節 塗 料

2-12-1	一般事項	70
2-12-2	区画線	70
2-12-3	鋼管塗装	70
2-12-4	ダクタイル鋳鉄管塗装	71

第13節 その他

2-13-1	路盤紙	72
--------	-----	----

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1 適 用

- 1 土木工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、富山県農林水産部が所管する土木工事等の施工に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「富山県農林水産部建設工事監督要領」（以下「監督要領」という。）及び「富山県建設工事検査監察要領」（以下「検査監察要領」という。）による監督、検査体制のもとで、**建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）**に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
- 3 契約図書は、相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 受注者の責に帰すべき事由により復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。
- 5 特別仕様書、共通仕様書、図面及び工事数量総括表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 6 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位について、SI単位と非SI単位とが併記されている場合は、（ ）内を非SI単位とする。受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合には、監督員と協議しなければならない。なお、非SI単位の使用が認められているものについては、この限りではない。
- 7 JIS 規格や各種協会規格については、本仕様書によるものとするが、これらの規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

1－1－2 用語の定義

共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。
- 2 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。
- 3 「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、特別仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕

様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

6 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。

7 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

8 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。

9 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。

10 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

11 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更または追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

なお、受注者からの申し出に対し、監督員が承諾した事項を含むものとする。

12 「工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

13 「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び跡片づけ期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

14 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

15 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

16 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。

17 「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督員に提出されていることをいう。

18 「監督員」とは、契約約款第9条の規定に基づき発注者が契約の

適正な履行を確保するために定めた者をいう。

- 1 9「**検査員**」とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 2 0「**協議**」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 2 1「**承諾**」とは、契約図書で示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 2 2「**指示**」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- 2 3「**提出**」とは、受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 4「**提示**」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面、又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 2 5「**報告**」とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 6「**通知**」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面で知らせることをいう。
- 2 7「**連絡**」とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない伝達すべき事項について、口頭、電子メール等により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

- 2 8「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- 2 9「**立会**」とは、監督員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。
- 3 0「**現場**」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 3 1「**確認**」とは、契約図書に示した段階、又は監督員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認すること、および契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が立会もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 3 2「**工事検査**」とは、検査員が契約約款第31条、第37条及び第38条

に基づいて給付の確認を行うことをいう。

3 3 「同等以上の品質」とは、品質について、特別仕様書で指定する品質、又は特別仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

3 4 「SI」とは、国際単位系をいう。

3 5 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。

1－1－3 設計図書の照査等

1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することが出来る。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販されているものについては受注者が備えるものとする。

2 受注者は、施工前及び施工中において、自らの費用で**契約約款第18条第1項第1号から第5号**に係わる設計図書の照査を行い、この条項に該当する事実がある場合には、監督員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、**契約約款第19条**に基づき監督員からの指示によるものとする。

3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外には、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－1－4 請負代金内訳書及び工程表

受注者は、**契約約款第3条**に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」）及び工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。

1－1－5 ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。「ワンデーレスポンス」とは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。1日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすること

をいう。

1－1－6 ウィークリースタンス

- 1 建設企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取組に努めることとする。
 - (1) マンデー・ノーピリオド（月曜日を依頼の期限日としない）
 - (2) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
 - (4) ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
 - (5) イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）
- 2 この取組は、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行い実施するものとする。
- 3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者間の協議により、臨機に対応するものとする。

1－1－7 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、(11)その他には、第1編 第1章総則 第1節総則「1-1-54 個人情報の保護」に関する事項を含めるものとする。

ただし、当初請負代金額が500万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（1）、（3）、（4）、（6）※、（8）、（9））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。

- (1) 計画工程表
- (2) 主要資材
- (3) 施工方法（主要機械を含む）
- (4) 施工管理計画
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理

- (7) 安全管理
- (8) 仮設備計画
- (9) 環境対策
- (10) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
- (11) その他

2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

ただし、前項で記載内容の一部を省略した事項についてはその限りではない。

3 受注者は、監督員が指示した事項については、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1－1－8 低入札価格調査対象工事の措置

1 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング

(1) 地方自治法施行令167条の10第1項の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に準じて施工体制台帳を及び施工体系図を作成するものとし、監督員に提出しなければならない。

(2) 前項(1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

2 施工計画書の内容のヒアリング

地方自治法施行令167条の10第1項の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

3 取引実態調査への協力

(1) 地方自治法施行令167条の10第1項の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、当該工事の一部を下請負に付する場合、発注者が実施する受注者と一次下請負者との取引実態調査に協力しなければならない。また、調査票の内容について、所長等から説明を求められときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

(2) 前項(1)で下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者に取引実態調査への協力を求めなければならない。

4 低入札となった場合における技術者の増員等

(1) 工事にかかる入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

1) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合

専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。

2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務付けられていない工事の場合

同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。

(2)(1)の1)により配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

1-1-9 工事实績情報システム（コリンズ）への登録

1 受注者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「J A C I C」という。）が実施している工事实績情報システム（以下、「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。

2 登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。

3 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。

- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。
- (3) 完成時の登録は、工事完成届を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時は登録を適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1－1－10 監督員

- 1 契約書の規定に基づき発注者が監督員に委任した権限は、**契約約款第9条第2項**に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1－1－11 補助監督員

受注者は、設計図書で関係機関に委託した補助監督員の配置が示された場合の取り扱いは、農業農村整備事業においては、「工事積算・管理委託事務取扱要領」、森林土木事業においては「保育管理事業委託実施要領」「設計積算・工事管理業務委託事務取扱要領」によるものとする。

なお、関係機関とは（公社）富山県農林水産公社、土地改良事業団体連合会、土地改良区、森林組合連合会等を指す。

1－1－12 主任技術者等の資格

土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。

- (1) **建設業法（昭和24年法律第100号）**による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理、また電気一式工事では1級電気工事設備施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者。

- (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、また電気一式工事では電気工事設備施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者。
- (3) **技術士法（昭和58年法律第25号）**による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。または水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者。
- (4) （社）畑地農業振興会に登録された畑地かんがい技士の資格を有する者。
- (5) （社）畑地農業振興会に登録された畑地かんがい技士若しくは畑地かんがい技士補の資格を有する者。

1－1－13 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 受注者は、**本条第1項**に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、監督員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事用地等を返還するに当たっては、受注者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けるとともに、当該返還に立会わなければならない。
- 3 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要とされる用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要とされる用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときには、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 受注者は、**本条第1項**に規定する工事用地等の使用終了後は設計

図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。

- 6 発注者は、**本条第1項**に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときには、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1－1－14 工事着手

受注者は、特別仕様書に工事に着手すべき期日について定めのある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

1－1－15 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、富山県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- (4) 一次下請負者は、契約約款第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

1－1－16 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、建設業法第24条の8第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、その写しを監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、建設業法第24条の8第4項の規定に基づき作成した施

工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出しなければならない。

- 3 受注者は、1及び2の施行体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、発注者から**本条第1項**により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。
- 5 下請負者が社会保険等未加入建設業者の場合には、建設業担当部局による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負者は、適正に対応しなければならない。
- 6 1の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び1の受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。

また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。

監理（主任）技術者（監理技術者補佐）	
氏 名 ○○ ○○	
写真 2.4cm×3.0cm 運転免許証サイズ	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日
	至○○年○○月○○日
	会 社 ◇◇建設株式会社

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

図 1-1-14 名札の標準図

1－1－17 受注者相互の協力

受注者は、**契約約款第2条**の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と

相互に協力しなければならない。

1－1－18 調査、試験に対する協力

1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

2 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査及び施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査及び施工実態調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1－1－19 工事の一時中止

1 発注者は、**契約約款第20条**の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。

- (1) **契約約款第16条**に規定する工事用地が確保されない場合
- (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (3) 関連するほかの工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と

認めた場合

(4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(5) 災害等により工事目的物に損害を生じまたは工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(6) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等において監督員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる。

3 **本条1及び2**の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

1－1－20 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－21 工期変更

1 **契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第21条、第22条第1項及び第40条第2項**の規定に基づく工事の変更について、当該変更が**契約約款第23条**の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認するものとする。(以下「事前協議」という。)

2 監督員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。

3 受注者は、**契約約款第18条第5項**に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、**契約約款第23条第2項**に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 受注者は、**契約約款第19条**に基づく工事内容の変更又は**契約約款**

第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 受注者は、**契約約款第21条**に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

6 受注者は、**契約約款第22条第1項**に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1－1－22 支給材料及び貸与品

1 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。

2 受注者は、**契約約款第15条第1項**の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督員に提出しなければならない。

3 **契約約款第15条第1項**に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡し場所からの積み込み、荷降しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお、引渡終了後、契約約款第15条第3項の規定に基づき、支給材料（または貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督員に提出しなければならない。

4 受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないように努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

また、受注者の不注意により、機械器具に故障、破損が生じた場

合、受注者の責任において修理しなければならない。

- 5 受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で、返却しなければならない。なお、引き渡し後であっても、受注者に起因する故障、破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。
- 6 受注者は、**契約約款第15条第9項**に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を監督員に提出し、指示に従わなければならない。なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7 その他については、**契約約款第15条**の規定によるものとする。

1－1－23 工事現場発生品

受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。

1－1－24 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事施工に当たり、廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に關係書類の原本を提示しなければならない。
- 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月26日付け経第76号農林水産省大臣官房経理課長通知）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け3地第944号農林水産省大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日付け国官技第46号国土交通省事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを

添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

5 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

7 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）及び第7項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計

画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。

- 11 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。
- 12 受注者は、請負工事が建設リサイクル法の対象工事である場合は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明しなければならない。
 - (1) 解体する建築物等の構造
 - (2) 新築工事において使用する特定建設資材の種類
 - (3) 工事着手の時期及び工程の概要
 - (4) 分別解体等の計画
 - (5) 解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

1－1－25 工事材料の品質

- 1 契約約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 2 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備・保管し、監督員又は検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、富山県コンクリート製品協会の認定製品については、品質証明書等に加え、製品に印字されている認定マークを写真に撮影し、整理・保管するものとする。

1－1－26 監督員による検査、立会等

- 1 受注者は、設計図書に従い、工事の施工について監督員の立会を求める場合、書面を監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、工事が設計図書どおり行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場または製作工場に立入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。

- 3 受注者は、監督員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備しなければならない。
なお、監督員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提出しなければならない。
- 5 監督員による検査及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

1－1－27 数量の算出及び出来形図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、富山県土地改良工事数量算出要領（案）又は森林整備保全事業設計積算要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1－1－28 工事完成検査

- 1 受注者は、契約約款第31条第1項の工事完成届を提出する際に、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。
 - (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了し、監督員に提出していること。

- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。
- 2 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して検査日及び検査員名を通知するものとする。
- 3 検査員は、監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査。
 - (3) 週休二日の履行状況
- 4 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
- 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－26監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。

1－1－29 出来形検査

- 1 受注者は、契約約款第37条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、又は契約約款第38条第1項の工事完成の通知を行った場合、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行う場合、本条1の検査を受ける前に監督員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 検査員は、監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - (3) 週休二日の履行状況
- 4 受注者は、検査員の指示による修補について、1－1－28工事完成検査4の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－26監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。

1－1－30 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、富山県の定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、本条1の施工管理基準及び設計図書に定めのない工種について、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
- 3 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
- 4 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1－1－31 部分使用

受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、検査員による中間検査を受けるものとする。

1－1－32 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行状況について監督員に適宜連絡するものとする。

1－1－33 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1－1－34 工事中の安全管理

- 1 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年3月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工

安全技術指針（平成17年3月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。

2 受注者は、監督員及び管理者の承諾なくして流水または水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。

3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産省大臣官房地方課長通達）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。

6 受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対して、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。

7 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、その区域を板囲、またはロープ等で囲うとともに、「立入り禁止」の標示をしなければならない。

8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。

なお、木製の標示板については、1-1-38環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

10 安全対策

(1) 受注者は、工事の安全対策について工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、下記の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 工事内容の周知徹底

ウ 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底

エ 工事における災害訓練

オ 工事現場で予想される事故対策

カ その他、安全・訓練として必要な事項

(2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。

(3) 安全・訓練等の実施状況は、写真・ビデオ又は実施状況報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に提示しなければならない。

11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

13 監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。

14 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

15 受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。

16 災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保を

全てに優先させるものとする。

- 17 受注者は、工事の施工個所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 18 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 19 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1－1－35 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合に関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用計画について施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。

ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督員の承諾を得て処理しなければならない。
- 4 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1－1－36 跡片づけ

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけ、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－37 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保した上で、関係機関と監督員に通報しなければならない。

ない。この場合において、受注者は、監督員が指示する期日までに別に定める事故報告書を監督員に提出しなければならない。

1－1－38 環境対策

1 受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1－1－43官公庁への手続等6及び7の規定により対応しなければならない。

3 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

（1）受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目、富山県認定リサイクル製品、及び県内産木材の使用を積極的に推進するものとする。

（2）受注者は、（1）の特定調達品目を使用する場合には、「富山県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目ごとの判断基準を満たすものとする。

（3）受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。

（4）受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び

廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

5 排出ガス対策型建設機械

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1－1 に示す建設機械を使用する場合には、原則として特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

- (2) 受注者は工事の施工に当たり表 1－1－2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け国土交通省告示第 348 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	摘 要
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを登載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を登載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガスを定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	摘 要
・ バックホウ ・ トラクタショベル ・ 大型ブルーカー ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を登載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガスを定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

- 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の制作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油等をいう）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 7 受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

1－1－39 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し、当該工事に従事する者などに文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1－1－40 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、**契約約款第28条**によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及

び補修を行わなければならない。

- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標識、工事中の標識等の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

なお、木製の標識については合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、設計図書にはかの受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 受注者は、公衆の交通が、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- 9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、**本条**の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。
- 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可又は道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2. 5 m
長さ	12. 0 m
高さ	3. 8 m（但し、指定道路については 4. 1m）

重 量 総 重 量	2 0 . 0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、 軸距・長さに応じ最大 25. 0t)
軸 重	1 0 . 0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1. 8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1. 3m 以上で、かつ、 当該隣り合う車軸に係る軸重が 9. 5t 以下の場 合は 19t)、1. 8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5 . 0 t
最小回転半径	1 2 . 0 m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、ほかの車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－41 諸法令の遵守

1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 会計法 | (昭和22年 法律第 35号) |
| (2) 建設業法 | (昭和24年 法律第 100号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和31年 法律第 120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年 法律第 49号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和47年 法律第 57号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和50年 法律第 28号) |
| (7) じん肺法 | (昭和35年 法律第 30号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和49年 法律第 116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年 法律第 50号) |
| (10) 健康保険法 | (大正11年 法律第 70号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和34年 法律第 160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年 法律第 33号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (昭和26年 政令第 319号) |
| (14) 道路法 | (昭和27年 法律第 180号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和35年 法律第 105号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和26年 法律第 183号) |

(17) 道路運送車両法	(昭和26年 法律第 186号)
(18) 砂防法	(昭和30年 法律第 29号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和33年 法律第 30号)
(20) 河川法	(昭和39年 法律第 167号)
(21) 海岸法	(昭和31年 法律第 101号)
(22) 港湾法	(昭和25年 法律第 218号)
(23) 港則法	(昭和23年 法律第 174号)
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(昭和25年 法律第 137号)
(25) 下水道法	(昭和33年 法律第 79号)
(26) 航空法	(昭和27年 法律第 231号)
(27) 公有水面埋立法	(大正10年 法律第 57号)
(28) 軌道法	(大正10年 法律第 76号)
(29) 森林法	(昭和26年 法律第 249号)
(30) 環境基本法	(平成 5年 法律第 91号)
(31) 火薬類取締法	(昭和25年 法律第 149号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和43年 法律第 97号)
(33) 騒音規制法	(昭和43年 法律第 98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年 法律第 138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年 法律第 61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年 法律第 64号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年 法律第 137号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3年 法律第 48号)
(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成12年 法律第 104号)
(40) 文化財保護法	(昭和25年 法律第 214号)
(41) 砂利採取法	(昭和43年 法律第 74号)
(42) 電気事業法	(昭和39年 法律第 170号)
(43) 消防法	(昭和23年 法律第 186号)
(44) 測量法	(昭和24年 法律第 188号)
(45) 建築基準法	(昭和25年 法律第 201号)
(46) 都市公園法	(昭和31年 法律第 79号)
(47) 自然公園法	(昭和32年 法律第 161号)
(48) 漁港法	(昭和24年 法律第 267号)

- (49) 電波法 (昭和25年 法律第 131号)
- (50) 土壤汚染対策法 (平成14年 法律第 53号)
- (51) 森林・林業基本法 (昭和39年 法律第 161号)
- (52) 地方税法 (昭和25年 法律第 226号)
- (53) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成17年 法律第 18号)
- (54) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成17年 法律第 51号)
- (55) 職業安定法 (昭和22年 法律第 141号)
- (56) 農薬取締法 (昭和23年 法律第 82号)
- (57) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年 法律第 303号)
- (58) 厚生年金保険法 (昭和29年 法律第 115号)
- (59) 最低賃金法 (昭和34年 法律第 137号)
- (60) 所得税法 (昭和40年 法律第 33号)
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年 法律第 131号)
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和44年 法律第 84号)
- (63) 著作権法 (昭和45年 法律第 48号)
- (64) 自然環境保全法 (昭和47年 法律第 85号)
- (65) 警備業法 (昭和47年 法律第 117号)
- (66) 産業標準化法 (昭和24年 法律第 185号)
- (67) 計量法 (平成 4年 法律第 51号)
- (68) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成12年 法律第 127号)
- (69) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成12年 法律第 100号)
- (70) 個人情報保護に関する法律 (平成15年 法律第 57号)
- (71) 技術士法 (昭和58年 法律第 25号)
- (72) 肥料の品質の確保等に関する法律
(昭和25年 法律第 127号)
- (73) 宅地造成及び特定盛土等規制法
(昭和36年 法律第 191号)
- (74) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(平成 4 年 法律第 75号)
- (75) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- (平成14年 法律第 88号)
- (76) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
(平成16年 法律第 78号)
- (77) エコツアーリズム推進法 (平成19年 法律第 105号)
- (78) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(平成28年 法律第 48号)
- (79) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減
事業活動の促進等に関する法律
(令和 4 年 法律第 37号)
- (80) 海上衝突予防法 (昭和52年 法律第 62号)
- (81) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和45年 法律第 136号)
- (82) 船員法 (昭和22年 法律第 100号)
- (83) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
(昭和26年 法律第 149号)
- (84) 船舶安全法 (昭和 8 年 法律第 11号)
- (85) 航路標識法 (昭和24年 法律第 99号)
- (86) 水産資源保護法 (昭和26年 法律第 313号)
- (87) 船員保険法 (昭和14年 法律第 73号)
- (88) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年 法律第 91号)

2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合、直ちに監督員に報告しなければならない。

1－1－42 過積載防止対策

受注者は、諸法令を遵守するとともに、施工計画書に過積載防止対策を記載しなければならない。

1－1－43 官公庁への手続等

1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の

規定により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督員の指示を得るものとする。

- 3 受注者は、**前項**に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。
- 7 受注者は、**前項**の交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－44 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う際に施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員へ連絡しなければならない。（連絡方法は、電子メールまたはFAXによる報告とする。）

なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

1－1－45 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督員に

提出しなければならない。

- 2 受注者は、測量標（仮BM）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、受注者の設置した既存杭の保存に対して責任を負わなければならない。
- 6 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。

1－1－46 提出書類

- 1 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1－1－47 工事特性等への対応状況の報告

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完成時までに監督員の指示する所定の様式により、監督員へ提出する事ができる。

1－1－48 不可抗力による損害

- 1 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。

（1）波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合

ア 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

イ 1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm以上

(3) 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合

(4) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、ほかの一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(5) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(6) その他、上記(1)～(3)により難い場合

上記(1)～(3)により難い場合で、地形、地質、気象条件等により、天災等と判断される場合

- 2 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**第1－34条及び契約約款第26条**に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1－1－49 特許権等

- 1 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、**著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号**に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
- なお、出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－50 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者

等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その発注者用掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1箇月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

1－1－51 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1－1－52 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

1－1－53 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。

石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所管労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、知事に届出を行わなければならない。

1－1－54 個人情報の保護

1 基本的事項

受注者は、工事を施工するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により

特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 取得の制限

受注者は、工事を施工するために個人情報を取得するときは、当該工事の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

受注者は、工事を施工する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、工事を施工するために取り扱う個人情報を当該工事の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 安全確保の措置

(1) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、施工計画書に本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。

6 下請負

(1) 受注者は、個人情報を取り扱う工事を下請負により施工する場合（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に請け負わせる場合も含む。）、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を下請負者も講ずるように求め、かつ下請負者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

(2) 受注者は、発注者に対して、下請負者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) (1)、(2)の内容は、下請負者の変更並びに下請負者が再下請負及びそれ以下の請負を行う場合についても同様とする。

7 従事者への周知及び監督

(1) 受注者は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）
に対し、在職中及び退職後において、当該工事に関して知り得た
個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用
してはならないことを周知しなければならない。

(2) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の適切な管
理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わな
なければならない。

8 複写又は複製の禁止

受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡された個人情
報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、
あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

9 資料等の返還及び廃棄

(1) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡された個人
情報が記録された資料等を、工事完成后（契約解除を含む。以下
同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発
注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(2) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡され、又は
受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資
料等（前記(1)の規定により発注者に返還するものを除く。）を、
工事完成后速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。た
だし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、工事を施工するために取
り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に
調査することができる。

11 指示

発注者は、受注者が工事を施工するために取り扱っている個人情
報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対
して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなけれ
ばならない。

12 事故報告

受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるお
それがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者
の指示に従うものとする。

13 損害のために生じた経費の負担

工事の施工に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三

者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

14 名称等の公表

発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4項の規定に違反し目的外の利用または提供をしたとき。
- (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1) から (3) までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1) から (4) までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

1－1－55 電子納品

- 1 受注者は、電子納品については、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて行うものとする。
- 2 電子成果品は、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で1部提出する。
- 3 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。
- 4 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受注者及び発注者で協議のうえ、決定する。

1－1－56 地場産品の優先使用

受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

県内地場産品とは、以下の2つをいう。

- 1 県内で最終製造工程が施されている建設資材または製品等
- 2 県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等

1－1－57 県内企業の優先選定等

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を富山県内に本社・本店を置く者の中から選定するよう努めるものとする。
- 2 受注者は、工事で使用する建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置く者の中から選定するよう努めるものとする。

1－1－58 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請負者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請負者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

第2章 材 料

第1節 一般事項

2-1-1 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。

また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。

なお、材料使用に当たり富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材・富山県グリーン購入調達方針に定める特定調達品目の積極的利用に努めるものとする。

2-1-2 材料の見本・品質証明資料等の提出

- 1 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は品質証明資料等を提出し、監督員の承諾又は確認を得るものとする。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を監督員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略できる。

- 2 受注者は、「使用資材届に係る事務取扱要領の制定について（平成19年3月8日付け耕第71号）」に規定する材料のうち、既に県事務所等に提出のあるものについては試験成績表等の提出を省略できるものとする。
- 3 受注者は、「富山県コンクリート製品協会の認定製品の取扱いについて（平成30年3月15日付け建技第467号、農整第718号）」に規定する製品については、規格や寸法が確認できる製品図の提出とし、

試験成績表等の提出を省略することができる。

2－1－3 材料の試験及び検査

- 1 受注者は、設計図書及び監督員の指示により検査または試験を行うこととしている工事材料について、使用前にJIS規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。
- 2 受注者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時ににおいて監督員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

2－1－4 材料の保管管理

受注者は、現場に搬入された材料を現場内の工事に支障をきたさない場所に整理、保管し、変質、損傷を受けないように管理しなければならない。

第2節 土

2－2－1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書に示す場合を除き、この共通仕様書における関係各条項に適合したものとする。

2－2－2 盛土材料

盛土材料は、ごみ、竹木、草根、その他の腐蝕し易い雑物を含まないものとする。

2－2－3 土羽土

土羽土は、芝の生育及び法面維持に適したものを使用するものとする。

第3節 木材

2－3－1 木材

- 1 工事に使用する木材は、設計図書に示す仕様のもので、使用目的

に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。

- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上り寸法とし、素材については特に 明示する場合を除き、末口寸法とする。
- 3 木杭及び丸太は、設計図書で示す場合を除き、樹皮を剥いだ生木を使用する。
- 4 受注者は、防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。また、比較的規模が大きく、外力を考慮する構造部材で一定程度長期に強度を維持する必要がある場合は、防腐処理における浸潤度が適切に管理されたものを基本とする。
- 5 橋梁等に使用する構造用大断面集成材は、JAS規格品とする。
- 6 使用する木材の寸法は、仕様寸法以上かつ施工に支障のでない範囲のものでなければならない。
- 7 現地発生 of 木材等を使用する場合、品質・形状等については、監督員の指示によるものとする。

2－3－2 木材保存剤の品質

防腐・防蟻処理に使用する木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570（木材保存剤）に定められた品質に適合するものとする。

第4節 石材及び骨材

2－4－1 一般事項

工事に使用する石材及び骨材は、設計図書に示した場合を除き、この共通仕様書における関係各条項に定めた規格で、強度、耐久性、じん性及び摩耗抵抗性を有し、風化、裂目等がないものとする。

2－4－2 間知石

JIS A 5003石材に適合するもので、控えは四方落としとし、面はほぼ平らで方形に近いものとする。

2－4－3 割 石

JIS A 5003石材に適合するもので、控えは二方落としとし、面はほぼ平らで方形に近いものとする。

2-4-4 割ぐり石

JIS A 5006割ぐり石に適合するもので、天然石を破砕したものであって、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-5 雑割石

形状は、概ねくさび形とし、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面は、概ね四辺形であって、二稜辺の平均長さが控長の2/3程度のものとする。

2-4-6 雑石（粗石、野面石）

雑石（粗石、野面石）は、天然石又は破砕石で、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-7 玉石

玉石とは、丸みをもつ天然石で径が15cm～25cmのものをいい、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-8 栗石

栗石は、玉石又は割ぐり石で20cm以下の小さいもので、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類

- 1 砂利及び碎石の粒度、形状及びごみ、泥、有機不純物の含有量は、設計図書に示す場合を除き、この共通仕様書における関係各条項に適合したものとする。
- 2 砂の粒度及びごみ、泥、有機不純物の含有量は、設計図書に示す場合を除き、この共通仕様書における関係各条項に適合したものとする。
- 3 切込砂利及び切込碎石は、**本条1及び2**の仕様に準拠し、最大粒径等は、設計図書によるものとする。
- 4 鉄鋼スラグは、均一な材質と密度を持ち、泥、有機不純物等の含有量は、使用目的に応じたものとしなければならない。

2-4-10 コンクリート用骨材

- 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンク

リート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) JIS A 5005 （コンクリート用碎石及び砕砂）
- (2) JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））
- (3) JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））
- (4) JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））
- (5) JIS A 5015 （道路用鉄鋼スラグ）
- (6) JIS A 5021 （コンクリート用再生骨材）
- (7) JIS A 5308（レディミクストコンクリート） 付属書JA（レディミクストコンクリート用骨材）

2 骨材の粒度、有害物含有量、耐久性については、JIS等によるものとする。

3 細骨材及び粗骨材は、大小粒が適度に混合しているものとする。

2－4－11 アスファルト舗装用骨材等

1 アスファルト舗装用骨材は、JIS A 5001道路用碎石に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

砂利を使用する場合は、設計図書によるものとする。

2 碎石の耐久性、有害物含有量等は、JIS規格等によるものとする。

3 碎石の粒度は、設計図書に示す場合を除き、舗装施工便覧（（社）日本道路協会）によるものとし表2－4－1の規格に適合したものとする。

表2－4－1 碎石の粒度

ふるい目開き			ふるいを通るものの質量百分率(%)													
粒度範囲(mm)			106	75	63	53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	1.18	425	75
呼び名			mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	μ m	μ m
単 粒 度	S-80	80~	100	85~	0~											
	1 号	60		100	15											
	S-60	60~		100	85~		0~									
	2 号	40			100		15									
	S-40	40~				100	85~	0~								
	3 号	30					100	15								
	S-30	30~					100	85~		0~						
	4 号	20						100		15						

砕石	S-20	20～							100	85～	0～					
	5号	13								100	15					
	S-13	13～								100	85～	0～				
	6号	5									100	15				
	S-5	5～									100	85～	0～	0～		
	7号	2.5										100	25	5		

粒度調整砕石	M-40	40～				100	95～			60～		30～	20～		10～	2～
		0					100			90		65	50		30	10
	M-30	30～					100	95～		60～		30～	20～		10～	2～
		0						100		90		65	50		30	10
	M-20	25～						100	95～		55～	30～	20～		10～	2～
		0							100		85	65	50		30	10
クラシヤン	C-40	40～				100	95～			50～		15～	5～			
		0					100			80		40	25			
	C-30	30～					100	95～		55～		15～	5～			
		0						100		85		45	30			
	C-20	20～							100	95～	60～	20～	10～			
		0								100	90	50	35			

注1) 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、ほかの砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

注2) 花崗岩や頁岩等の砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

4 再生砕石

再生砕石の粒度は、表2-4-2の規格に適合したものとする。

表2-4-2 再生砕石の粒度

粒径範囲 (呼び名) ふるい目の開き		40 ～ 0 (RC-40)	30 ～ 0 (RC-30)	20 ～ 0 (RC-20)
通過質量	53 mm	100	—	—
	37.5 mm	95 ～ 100	100	—
	31.5 mm	—	95 ～ 100	—
	26.5 mm	—	—	100

百分率 %	19 mm	50 ～ 80	55 ～ 85	95 ～ 100
	13.2 mm	—	—	60 ～ 90
	4.75 mm	15 ～ 40	15 ～ 45	20 ～ 50
	2.36 mm	5 ～ 25	5 ～ 30	10 ～ 35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

5 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石の粒度は、表 2－4－3 の規格に適合したものとする。

表 2－4－3 再生粒度調整砕石の粒度

粒径範囲 (呼び名) ふるい目の開き		40 ～ 0 (RM-40)	30 ～ 0 (RM-30)	25 ～ 0 (RM-25)
通過質量百分率 %	53 mm	100	—	—
	37.5 mm	95 ～ 100	100	—
	31.5 mm	—	95 ～ 100	100
	26.5 mm	—	—	95 ～ 100
	19 mm	60 ～ 90	60 ～ 90	—
	13.2 mm	—	—	55 ～ 85
	4.75 mm	30 ～ 65	30 ～ 65	30 ～ 65
	2.36 mm	20 ～ 50	20 ～ 50	20 ～ 50
	425 μm	10 ～ 30	10 ～ 30	10 ～ 30
	75 μm	2 ～ 10	2 ～ 10	2 ～ 10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒等を含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。

6 鉄鋼スラグ

路盤材に用いる鉄鋼スラグの粒度及び材質は、JIS A 5015道路用鉄鋼スラグ及び舗装施工便覧によるものとする。

7 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除きプラント再生舗装技術指針（(公社)日本道路協会）によるものとし、表 2－4－4 若しくは表 2-4-5 のいずれか一方の規格に適合したものとする。

表 2－4－4 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目 名 称	旧アスファルト 含有量 (%)	旧アスファルト の針入度 (25℃) 1/10 mm	骨材の微粒分量 試験で 75 μ m を 通過する量 (%)
規 格 値	3.8 以上	20 以上	5 以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] 各項目の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや紹盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。

[注 3] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13mm、13～5mm、5～0mm の 3 種類の粒度や通常 20～13mm、13～0mm の 2 種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。

各項目に示される各規格は、13～0mm の粒度区分のものに適用する。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0mm 相当分を求めてもよい。また、

13～0mm あるいは 13～5mm、5～0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注 5] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥重量に対する百分率で表す。

[注 6] 洗い試験で失われる量は、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μ m ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μ m ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃ 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μ m ふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。

[注 7] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が各項目に適合

する物であれば、再生過熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。

表 2－4－5 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目 名 称	旧アスファルト 含有量 (%)	アスファルトコ ンクリート再生 骨材の圧裂係数 〈25℃〉 MPa /mm	骨材の微粒分量 試験で75 μ mを 通過する量(%)
規 格 値	3.8以上	1.70以下	5 以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。

[注 3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5mm と5～0mm に分級し、これらを質量比1：1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。

作製した供試体の厚さは50.0 $\pm$ 1.0mm とし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。

[注 5] 骨材の微粒分量は「JIS A1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

[注 6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）等を用い、混合物に適した粒度で、アスファルト混合物に有害となる不純物を含んではならない。

スクリーニングスの粒度は、舗装施工便覧によるものとする。

9 フィラー

(1) フィラー材

フィラー材は、契約図書に特段の定めがない限り、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュをもちいる。

(2) 石粉

石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1 % 以下のものを使用する。

(3) その他のフィラー

1) 消石灰及びセメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、舗装施工便覧によるものとする。

2) 回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲等の性状は、舗装施工便覧によるものとする。

10 安定材

(1) 瀝青材料

瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む。）の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208石油アスファルト乳剤に適合したものとする。

(2) セメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210普通ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5213フライアッシュセメントの規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(3) 石 灰

石灰安定処理に使用する石灰の品質は、JIS R 9001工業用石灰の規格に適合したものとする。

第5節 鋼 材

2－5－1 一般事項

1 工事に使用する鋼材は、設計図書に示す形状、寸法及び品質を有

しているもので、錆、腐蝕等変質したものであってはならない。

2 受注者は、鋼材をちり・ほこり・ごみや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

2-5-2 鋼 材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1 構造用圧延鋼材

- | | |
|---|------------------------|
| (1) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) | 記号 SS |
| (2) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) | 記号 SM |
| (3) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) | 記号 SR, SD |
| (4) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) | 記号 SMA |
| (5) JIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) | 記号 SRR, SDR |
| (6) JIS G 3123 (みがき棒鋼) | 記号 SGD |
| (7) JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板) | 記号 SBHS |
| (8) JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差) | |
| (9) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、重量及びその許容差) | |
| (10) JIS G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、重量及びその許容差) | |
| (11) JIS G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、重量及びその許容差) | |
| (12) JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) | 記号 S-C |
| (13) JIS G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼)) | 記号 SMn, SCr, SCM, SNCM |

2 軽量形鋼

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼) | 記号 SSC |
|----------------------------|--------|

3 鋼 管

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管) | 記号 STW |
| (2) JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管) | 記号 F |
| (3) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) | 記号 STK |
| (4) JIS G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管) | 記号 STKM |
| (5) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) | 記号 SGP |
| (6) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) | 記号 STPG |
| (7) JIS G 3455 (高圧配管用炭素鋼鋼管) | 記号 STS |

- (8) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) 記号 STPY
 (9) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) 記号 SUS-TP
 (10) JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) 記号 STKR
 (11) WSP A 101 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 STW
- 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
- (1) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) 記号 SF
 (2) JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S10C～S58C
 S09CK～S20CK
 (3) JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品) 記号 SC
 (4) JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品) 記号 SCW
 (5) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
 記号 SCC, SCMn, SCSiMn, SCMnCr, SCMnM, SCCrM, SCMnCrM, SCNCrM
 (6) JIS G 5121 (ステンレス鋼鋳鋼品) 記号 SCS
 (7) JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) 記号 FC
 (8) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品) 記号 FCD
 (9) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～4
 (10) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF
 (11) JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD
 (12) JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF
 (13) JDPA G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1, D2, DS
 (14) JDPA G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4
 (15) JDPA G 1053 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW
- 5 ボルト用鋼材
- (1) JIS B 1180 (六角ボルト)
 (2) JIS B 1181 (六角ナット)
 (3) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット
 ・平座金のセット)
 (4) JIS B 1256 (平座金)
 (5) JIS B 1198 (頭付きスタッド)
 (6) JIS M 2506 (ロックボルト及び構成部品)
 (7) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品) 記号 FCD
 (8) 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・
 平座金のセット ((公社)日本道路協会 1983))
 (9) 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格
 ((公社)日本道路協会 1971))

2－5－3 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合するもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。

- | | |
|---|---------------|
| (1) JIS Z 3201 (軟鋼用ガス溶接棒) | 記号 GA, GB |
| (2) JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) | 記号 E |
| (3) JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) | 記号 DA |
| (4) JIS Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) | 記号 ES |
| (5) JIS Z 3251 (硬化肉盛用被覆アーク溶接棒) | 記号 DF |
| (6) JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ) | 記号 YGW |
| (7) JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) | 記号 T |
| (8) JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ) | 記号 YGA |
| (9) JIS Z 3316 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接溶加棒及びソリッドワイヤ) | 記号 YGT |
| (10) JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) | 記号 YFA |
| (11) JIS Z 3321 (溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯) | 記号 YS、BS |
| (12) JIS Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ及び溶加棒) | 記号 TS |
| (13) JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ) | 記号 YS |
| (14) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス) | 記号 SF, SA, SM |

2－5－4 線材及び線材二次製品

線材等は、次の規格に適合するものでなければならない。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) JIS G 3109 (P C 鋼棒) | 記号 SBPR, SBPD |
| (2) JIS G 3502 (ピアノ線材) | 記号 SWRS |
| (3) JIS G 3506 (硬鋼線材) | 記号 SWRH |
| (4) JIS G 3522 (ピアノ線) | 記号 SWP |
| (5) JIS G 3525 (ワイヤロープ) | |

(6) JIS G 3532 (鉄線)	記号 SWM
(7) JIS G 3533 (バーブドワイヤ)	記号 BWGS
(8) JIS G 3536 (P C 鋼線及び P C 鋼より線)	記号 SWPR, SWPD
(9) JIS G 3537 (亜鉛めっき鋼より線)	
(10) JIS G 3538 (P C 硬鋼線)	記号 SWCR, SWCD
(11) JIS G 3540 (操作用ワイヤロープ)	
(12) JIS G 3543 (合成樹脂被覆鉄線)	記号 SWMV, SWME
(13) JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	記号 WFP, WEP-D WFC, WFC-D WFR, EFR-D WFI, WFI-D
(14) JIS G 3552 (ひし形金網)	記号 Z-GS, Z-GH C-GS, C-GH V-GS, V-GH E-GS, E-GH
(15) JIS A 5504 (ワイヤラス)	
(16) JIS A 5505 (メタルラス)	

2-5-5 鋼材二次製品

鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。

1 鋼管杭	
(1) JIS A 5525 (鋼管ぐい)	記号 SKK
2 H形鋼杭	
(2) JIS A 5526 (H形鋼ぐい)	記号 SHK
3 鋼矢板	
(1) JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)	記号 SY
(2) JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)	記号 SYW
4 鋼管矢板	
(1) JIS A 5530 (鋼管矢板)	記号 SKY
5 鋼製支保工	
(1) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	記号 SS
(2) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	記号 STK
6 バルブ類	
(1) JIS B 2062 (水道用仕切弁)	
(2) JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)	
(3) JWWA B 122 (水道用ダクティル鑄鉄仕切弁)	

- (4) JWWA B 137 (水道用急速空気弁)
- (5) JWWA B 138 (水道用バタフライ弁)

7 コルゲートパイプ

- (1) JIS G 3471 (コルゲートパイプ)

記号 SCP

2-5-6 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準じるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、メッキ膜厚42 μ m以上のメッキ鉄線を使用するものとする。

- (1) JIS A 5513 (じゃかご)

2-5-7 ガードレール等

ガードレール等については、以下の規格に適合したものとする。

1 ガードレール

- (1) ビーム (袖ビーム含む)

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

- (2) 支柱

ア JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

- (3) ブラケット

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

- (3) ボルトナット

ア JIS B 1180 (六角ボルト)

イ JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は強度区分4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分6.8とするものとする。

2 ガードケーブル

- (1) ケーブル

ア JIS G 3525 (ワイヤーロープ)

ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/0とする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160KN以上の強さを持つものとする。

- (2) 支柱

ア JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

- (3) ブラケット

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

- (4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブル一本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

ア JIS G 1180 (六角ボルト)

イ JIS G 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブル取付け用ボルト (ねじの呼びM10) はともに強度区分4.6とするものとする。

3 ガードパイプ

(1) パイプ

ア JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

ア JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 継手

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

イ JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(5) ボルトナット

ア JIS B 1180 (六角ボルト)

イ JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分4.6とし、継手用ボルト (ねじの呼びM16 [種別Ap] M14 [種別Bp及びCp]) は強度区分6.8とするものとする。

第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1 一般事項

セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。なお、特殊コンクリートに使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、コンクリート標準示方書・施工編 ((公社) 土木学会) によるものとする。

また、施工上の都合からやむを得ずほかのセメントを使用する場合

は、監督員と協議しなければならない。

2-6-2 セメント

セメントについては、表2-6-1のJISに適合したものとする。

表2-6-1 セメントの種類（JIS）

JIS 記号	種 類	摘 要
R5210	(1) 普通ポルトランドセメント (2) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形) (3) 早強ポルトランドセメント (4) 早強ポルトランドセメント(低アルカリ形) (5) 超早強ポルトランドセメント (6) 超早強ポルトランドセメント(低アルカリ形) (7) 中庸熱ポルトランドセメント (8) 中庸熱ポルトランドセメント(低アルカリ形) (9) 耐硫酸塩ポルトランドセメント (10) 耐硫酸塩ポルトランドセメント(低アルカリ形) (11) 低熱ポルトランドセメント (12) 低熱ポルトランドセメント(低アルカリ形)	低アルカリ形はいずれの種類も 全アルカリ量 0.6% 以下
R5211	(1) 高炉セメントA種 (2) 高炉セメントB種 (3) 高炉セメントC種	高炉スラグの分量(質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R5212	(1) シリカセメントA種 (2) シリカセメントB種 (3) シリカセメントC種	シリカ質混合材の分量(質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5213	(1) フライアッシュセメントA種 (2) フライアッシュセメントB種 (3) フライアッシュセメントC種	フライアッシュの分量(質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5214	(1) 普通エコセメント (2) 速硬エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

2-6-3 混和材料

- 1 混和材料として用いるフライアッシュは、JIS A 6201に適合したものとする。
- 2 混和材料として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202に適合したものとする。
- 3 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204に適合したものとする。
- 4 混和材料として用いる鉄筋コンクリート用防錆剤は、JIS A 6205に適合したものとする。
- 5 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206に適合したものとする。
- 6 混和剤として用いる流動化剤は、コンクリート用流動化剤品質規格（(公社)土木学会）の規格に適合したものとする。
- 7 急結剤は、吹付けコンクリート用急結剤品質規格（(公社)土木学会）の規格に適合したものとする。
- 8 その他の混和材料は、設計図書によるほか、使用前に監督員に承諾を得るものとする。

2-6-4 コンクリート用水

コンクリート用水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。

第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1 一般事項

- 1 プレキャストコンクリート製品は、有害なひび割れ、損傷等の欠点のないものとし、この種類、形状、寸法、強度等は、設計図書によるものとする。
- 2 製品には、原則として製造工場名、またはその略号呼名等を示す。
- 3 プレキャストコンクリート製品は第2編1-7-9アルカリ骨材反応抑制対策（1）から（3）のうち、いずれの対策を講じるかを監督員に報告するものとする。

ただし、対策を講じる前に製造された製品は、受注者が立会い使

用した骨材を採取し試験を行い、結果を報告するものとする。

2-7-2 プレキャストコンクリート製品

プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)
- (2) JIS A 5362 (プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法)
- (3) JIS A 5363 (プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則)
- (4) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)
- (5) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)
- (6) JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
- (7) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
- (8) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
- (9) JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)
- (10) JIS A 5409 (鉄筋コンクリート組立塀構成材)
- (11) JIS A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル(A L Cパネル))
- (12) JIS A 5506 (下水道マンホールふた)
- (13) 鉄筋コンクリートフリューム規格 (一社)農業土木事業協会
- (14) ボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会

第8節 瀝青材料

2-8-1 一般事項

工事に使用する瀝青材料は、設計図書に示すもので、JIS規格及び舗装施工便覧の規格に適合したものとする。

2-8-2 品質

工事に使用する瀝青材料の品質の標準は、舗装施工便覧によるものとし、それに規定されていないものについては、設計図書によるものとする。

2-8-3 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)
- (2) JIS K 2439 (クレオソート油・加工タール・タールピッチ)

2-8-4 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、使用用途、資材別に次表の規格に適合するものとする。

表 2-8-1 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

項 目		単位	規格値	試験方法
粘 度 (25℃)		SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072
蒸 発 残 留 分		%	60 以上	〃 A045
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200 以上	〃 A045
	粘 度 (60℃)	mm ² /S	50～300	〃 A051
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表 2-8-2 再生用添加剤の品質（オイル系）

項 目	単位	規格値	試験方法
引 火 点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045
粘 度 (60℃)	mm ² /S	50～300	〃 A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表 2-8-3 再生用添加時の標準的性状

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内

第9節 合成樹脂製品等

2－9－1 一般事項

1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
- (2) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
- (3) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
- (4) JIS K 6745 (プラスチック硬質ポリ塩化ビニルシート板)
- (5) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)
- (6) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)
- (7) JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)
- (8) JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)
- (9) JIS A 5350 (強化プラスチック複合管)
- (10) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)
- (11) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)
- (12) FRPM K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)
- (13) FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)

第10節 緑化材料

2－10－1 一般事項

工事に使用する芝、そだについては、品質、形状、寸法等が設計図書に示すものとする。

2－10－2 芝

1 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。なお、受注者は、切取り後速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれのないものとしなければならない。

2 人工芝の種類及び品質は、設計図書によるものとする。

2－10－3 そだ

そだに用いる材料は、設計図書に示す用途に適合した形のもので、堅固でじん性に富むかん木でなければならない。

2-10-4 目 串

目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ、竹、折れにくい割木等で長さ15～30cm、径0.8～2.5cmのものを標準とする。

2-10-5 土 壤

土壌は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものとする。

2-10-6 種 子

- 1 種子は、成熟十分で発芽力がよく、病虫害及び雑物の混入していないものとする。
- 2 受注者は、種子の購入に際して保証書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確かめなければならない。

2-10-7 稲わら

稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靱性及び肥効分を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

2-10-8 肥料等

- 1 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
- 2 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
- 3 堆肥は、完熟したものとする。
- 4 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。
- 5 土壌改良剤は、定められた品質または成分を満たすものとする。
- 6 受注者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

2-10-9 植生養生材及び水

- 1 木質材料（ファイバー）は、水中での分散性が良く、均一に散布できるものでなければならない。
- 2 浸食防止材は、種子の発芽を妨げず、被覆効果の早いものでなければならない。
- 3 客土は、有機質を含んだものまたは土壌改良材を混入したもので

なければならない。

- 4 基材吹付け用の生育基材は、保水力、保肥力等があり、土壌改良効果の高い有機質を含んだものでなければならない。
- 5 合成繊維または金属製のネット、わら製品、繊維マット等の被覆材は、耐浸食性の大きいものでなければならない。
- 6 養生材及び水は、植生の発芽に有害な酸類その他の不純物を含有しないものでなければならない。

2-10-10 かや及び雑草木株

- 1 かや及び雑草木株は、充実した根茎をもつとする。また、かや及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
- 2 受注者は、かや及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれむしろ等で被覆する等乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。

2-10-11 苗木

- 1 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので病虫害や外傷のないものとする。
- 2 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。
- 3 受注者は、苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-10-12 二次製品の緑化材料

- 1 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
- 2 受注者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

第11節 目地及び止水材料

2-11-1 一般事項

注入目地材、伸縮継目に使用する目地材及び止水板の品質は、その目的に適合したものとし、その形状、寸法等は、設計図書によるものとする。

2-11-2 注入目地材

- 1 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートによく付着し、ひび割れが入らないものとする。
- 2 水に溶けず、また水密性のものとする。
- 3 高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ耐久的なものとする。
- 4 加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

2-11-3 目地材

伸縮継目に使用する目地材の規格、材質は、設計図書によるものとし、コンクリートの膨張収縮に順応するものとする。

2-11-4 止水板

- 1 塩化ビニル樹脂製の止水板は、JIS K 6773に適合したものとする。
- 2 ゴム製止水板を使用する場合の規格等は、設計図書によるものとする。

第12節 塗 料

2-12-1 一般事項

- 1 塗料は、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
- 2 塗料は工場調合したものをを用いなければならない。

2-12-2 区画線

区画線の品質は、次の規格に適合したものとする。

JIS K 5665（路面標示用塗料）

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1 直管・異形管部

WSP A-101（農業用プラスチック被覆鋼管）

内 面 JIS G 3443-4

（水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装）

外 面 JIS G 3443-3

（水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆）

2 継手部

内 面 JWWA K 135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）

外 面 WSP 012（長寿命形水道用ジョイントコート）

JWWA K 153（水道用ジョイントコート）

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装

ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1 直管部

内 面 JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）

JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）

JDPA G 1027（液状エポキシ樹脂塗料）

JDPA G 1053（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）

外 面 JWWA K 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）

JDPA Z 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）

JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）

2 異形管部

内 面 JWWA K 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）

JDPA Z 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）

JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）

JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）

JWWA K 135（液状エポキシ樹脂塗料）

JWWA K 157（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）

外 面 JWWA K 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）

JDPA Z 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）

JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）

3 継手部

JWWA K 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）

JDPA Z 2010（ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）

JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）

JIS G 5528（エポキシ樹脂粉体塗料）

JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)
JWWA K 157 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

第13節 その他

2-13-1 路盤紙

- 1 路盤紙は、取扱いが容易で、吸水しにくくコンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない。
- 2 路盤紙は、次の規格に適合したものでなければならない。

種 類	名 称	規 格	備 考
路盤紙	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702	呼び厚さ 0.1 mm以上
	ターボリン紙	JIS Z 1503	
	クラフト紙	JIS P 3401	
			MS-81、MS-84